

議案説明資料

【 目 次 】

- ・ **議案第 83 号**
八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…………… p. 1
- ・ **議案第 84 号**
八幡浜市職員等の旅費に関する条例の制定について…………… p. 6
- ・ **議案第 88 号 及び 議案第 89 号**
 - ①八幡浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - ②八幡浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について… p. 10

令和 7 年 1 2 月
(令和 7 年 1 2 月 2 日提出)

件名	八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務企画部 総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号） ・特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号） ・一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）
施行日	公布の日 (一部の規定は、令和 8 年 4 月 1 日。その他遡及適用あり。)

(1) 月例給及び一時金について

① 八幡浜市職員の給与に関する条例の一部改正

○給料月額の改正

民間給与との較差 15,014 円 (3.62%) を解消するため、初任給を昨年同様大きく引上げ、若年層(概ね 30 歳台後半までの職員)に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員については、改定額を逡減させつつ引上げ改定を行う。

※平均改定率：全体 3.3%

(1 級 5.2%、2 級 4.2%、3 級 3.4%、4 級 2.9%、5~10 級 2.8%)

《行政職》

【初任給】

大卒程度 12,000 円引上げ (220,000 円 → 232,000 円)

高卒程度 12,300 円引上げ (188,000 円 → 200,300 円)

【行政職給料表】

	引き上げ額	該当職員数
1 級	10,200 円~12,300 円引上げ	44 人
2 級	8,300 円~12,000 円引上げ	43 人
3 級	9,500 円~11,000 円引上げ	62 人
4 級	10,400 円~11,000 円引上げ	116 人
5 級	10,800 円~11,300 円引上げ	62 人
6 級	11,300 円~11,600 円引上げ	21 人
7 級	12,100 円~12,400 円引上げ	3 人
暫定再任用職員	8,300 円~12,100 円引上げ	5 人

・その他の給料表(医一~三等)についても行政職給料表との均衡を基本に改定

※令和 7 年 4 月 1 日より改定(遡及)

○一般職員の期末手当及び勤勉手当の改正

期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.025 月分引上げ

⇒ 期末勤勉手当 4.60 月分 → 4.65 月分

		6 月期	12 月期	計	
令和 7 年度	期末手当	1.250 月	1.275 月 (現行 1.250 月)	2.525 月 (現行 2.50 月)	4.65 月 (現行 4.60 月)
	勤勉手当	1.050 月	1.075 月 (現行 1.050 月)	2.125 月 (現行 2.10 月)	
令和 8 年度	期末手当	1.2625 月	1.2625 月	2.525 月	4.65 月
	勤勉手当	1.0625 月	1.0625 月	2.125 月	

※令和 7 年 12 月期より改定

※令和 8 年度からは期末勤勉手当の支給割合を平準化

○暫定再任用職員の期末手当及び勤勉手当の改正

期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.025 月分引上げ

⇒ 期末勤勉手当 2.40 月分 → 2.45 月分

		6 月期	12 月期	計	
令和 7 年度	期末手当	0.700 月	0.725 月 (現行 0.700 月)	1.425 月 (現行 1.400 月)	2.45 月 (現行 2.40 月)
	勤勉手当	0.500 月	0.525 月 (現行 0.500 月)	1.025 月 (現行 1.000 月)	
令和 8 年度	期末手当	0.7125 月	0.7125 月	1.425 月	2.45 月
	勤勉手当	0.5125 月	0.5125 月	1.025 月	

※令和 7 年 12 月期より改定

※令和 8 年度からは期末勤勉手当の支給割合を平準化

- ② 八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
- ③ 八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

○期末手当の改正

年間支給月数を 0.05 月引上げ (3.45 月→3.50 月)

	6 月期	12 月期	計
令和 7 年度	1.725 月	1.775 月 (現行 1.725 月)	3.50 月 (現行 3.45 月)
令和 8 年度	1.75 月	1.75 月	3.50 月

※令和 7 年 12 月期より改定

※令和 8 年度からは支給割合を平準化

- ④ 八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

○期末手当及び勤勉手当の改正

期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.025 月分引上げ

⇒ 期末勤勉手当 3.65 月分 → 3.70 月分

		6 月期	12 月期	計	
令和 7 年度	期末手当	0.950 月	0.975 月 (現行 0.950 月)	1.925 月 (現行 1.900 月)	3.70 月 (現行 3.65 月)
	勤勉手当	0.875 月	0.900 月 (現行 0.875 月)	1.775 月 (現行 1.750 月)	
令和 8 年度	期末手当	0.9625 月	0.9625 月	1.925 月	3.70 月
	勤勉手当	0.8875 月	0.8875 月	1.775 月	

※令和 7 年 12 月期より改定

※令和 8 年度からは期末勤勉手当の支給割合を平準化

○給料月額額の改正

1～4 号給について、13,000 円～19,000 円引上げ

※令和 7 年 4 月 1 日より改定 (遡及)

⑤ 八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

○期末手当及び勤勉手当の改正

期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.025 月分引上げ

⇒ 期末勤勉手当 4.60 月分 → 4.65 月分

		6 月期	12 月期	計	
令和 7 年度	期末手当	1.250 月	1.275 月 (現行 1.250 月)	2.525 月 (現行 2.50 月)	4.65 月 (現行 4.60 月)
	勤勉手当	1.050 月	1.075 月 (現行 1.050 月)	2.125 月 (現行 2.10 月)	
令和 8 年度	期末手当	1.2625 月	1.2625 月	2.525 月	4.65 月
	勤勉手当	1.0625 月	1.0625 月	2.125 月	

※令和 7 年 12 月期より改定

※令和 8 年度からは期末勤勉手当の支給割合を平準化

○給料月額改正

【行政職給料表】

	引き上げ額	該当職員数 (フルタイム)	該当職員数 (パートタイム)
1 級	10,200 円～12,300 円引上げ	101 人	226 人
2 級	8,300 円～12,000 円引上げ	2 人	0 人

- ・その他の給料表（医二・三等）についても行政職給料表との均衡を基本に改定。
- ・会計年度任用職員については、各給料表の 1 級及び 2 級のみ適用。
- ・任期が 3 ヶ月以内または週の勤務時間が 15 時間 30 分未満の職員（196 人）は、令和 8 年 1 月 1 日より改定。それ以外の会計年度任用職員（上記表のフルタイム・パートタイム会計年度任用職員）は、令和 7 年 4 月 1 日より改定（遡及）。

(2) 通勤手当について

① 八幡浜市職員の給与に関する条例の一部改正

○自動車等交通用具を使用する職員に対する通勤手当の改正

現行の距離区分について、200円から7,100円までの幅で引上げ

	現行	改正後	差額
2～5 km未満	2,000円	2,000円	—
5～10 km未満	4,900円	4,900円	—
10～15 km未満	7,100円	7,300円	+200円
15～20 km未満	10,000円	10,400円	+400円
20～25 km未満	12,900円	13,500円	+600円
25～30 km未満	15,800円	16,600円	+800円
30～35 km未満	18,700円	19,700円	+1,000円
35～40 km未満	21,600円	22,800円	+1,200円
40～45 km未満	24,400円	25,900円	+1,500円
45～50 km未満	26,200円	29,100円	+2,900円
50～55 km未満	28,000円	32,300円	+4,300円
55～60 km未満	29,800円	35,500円	+5,700円
60 km以上	31,600円	38,700円	+7,100円

※令和7年4月1日より改定（遡及）

件 名	八幡浜市職員等の旅費に関する条例の制定について
担 当 課	総務企画部 総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号） ・ 国家公務員等の旅費に関する法律施行令 （令和 6 年政令第 306 号） ・ 国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）
施 行 日	令和 8 年 4 月 1 日

（1）改正趣旨

本市における旅費については、国家公務員の旅費との均衡を図る観点から国に準じた取扱いとしています。国の旅費制度において、デジタル化の進展、交通機関・料金体系の多様化、宿泊料金の変動といった国内外の経済社会情勢の変化に対して、その内容が必ずしも合わないものとなっていたことから、約 70 年ぶりに抜本的な内容の見直しが行われ、令和 7 年 4 月 1 日に「国家公務員等の旅費に関する法律」（以下、「旅費法」という。）が改正されました。そこで、本市においても、国との均衡を図り、経済社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した適正な旅費の支給を行うため「八幡浜市職員の旅費に関する条例」を全部改正し、新たに「八幡浜市職員等の旅費に関する条例」を制定します。

（2）改正内容

①旅費の種目及び支給額（主なもの）

ア 宿泊料の定額支給の廃止

改正前： 等級（1 等級・2 等級）と地域別（甲・乙）により区分した定額支給。

改正後： 都道府県別に宿泊費基準額を規定し、**上限付きの実費支給**（下表参照）。「宿泊費」に名称変更。

区分	宿泊費基準額（1 夜につき）	
	1 等級職員	2 等級職員
北海道	18,000 円	13,000 円
青森県	15,000 円	11,000 円
岩手県	13,000 円	9,000 円
宮城県	14,000 円	10,000 円

秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円

愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

※「1等級職員」とは、特別職の職員及び職員以外の者。

「2等級職員」とは、1等級職員以外の職員。

イ 日当と食卓料の廃止と宿泊手当の新設

改正前： 日当は県外に旅行した日数に応じ、等級別に支給。

食卓料は水路旅行の夜数に応じて支給。

改正後： 宿泊を伴う旅行にのみ、宿泊手当として等級に関係なく1夜につき2,400円（定額）支給。

ウ 車賃の廃止とその他の交通費の新設

改正前： 車賃として路程1キロメートルにつき37円の定額又は実費を支給。

改正後： 路線バスやタクシー、レンタカーその他の移動手段に要する費用を「その他の交通費」として支給。車賃は旅費法では廃止されているが、車賃の定額支給（1キロメートルにつき37円）はそのまま残しつつ、その他の交通費の中に規定。

エ 包括宿泊費の新設

パック旅行に要する費用として、交通費と宿泊費を合わせて支給できる「包括宿泊費」を新設。

②転居費及び着後滞在費、家族移転費の規定を新設

現行条例では規定していなかった、転居費及び着後滞在費、家族移転費について、国の改正に準じて新たに規定。

- ・転居費：異動（赴任）に伴う転居について支給するもので、新旧住居地間の移転に係る実費支給。
- ・着後滞在費：異動（赴任）に伴う転居に必要な滞在（住まいの確保に時間を要する場合等）について支給するもので、国内であれば5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当に相当する額を支給。
- ・家族移転費：異動（赴任）に伴う家族の移転について支給するもので、家族1人ごとに、職員の移転に相当する旅費の額（交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費等の合計額に相当する額）を支給。

③旅費の請求主体・受給対象の拡大

改正前：旅行者本人のみ。

改正後：旅行代理店や引越し業者、クレジットカード会社と市が旅行に係る役務の提供に係る契約（旅行役務提供契約）を結ぶことで、旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅費に相当する金額を旅行代理店等に直接支払うことを可能とする。

※旅行役務提供契約の詳細は、契約の締結を含めて、今後検討。

（3）関係条例の改正

「八幡浜市職員等の旅費に関する条例」の新規制定に伴い、同条例の規定を準用している次の条例についても所要の改正を行う。

- ・八幡浜市固定資産評価審査委員会条例
- ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される八幡浜市職員の処遇等に関する条例
- ・八幡浜市選挙人等の出頭等に要した実費弁償支給条例
- ・八幡浜市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例
- ・八幡浜市国民健康保険診療所医師及びその他の職員の給与並びに旅費支給条例
- ・市立八幡浜総合病院職員の旅費に関する条例
- ・八幡浜市消防団条例
- ・八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例
- ・八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

件名	①八幡浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について ②八幡浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
担当課	市民福祉部 子育て支援課
根拠法令等	・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号） ・特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）
施行日	令和 8 年 4 月 1 日（①は、公布の日）

1 制定理由

令和 8 年 4 月 1 日から全国で実施予定の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る認可および確認の基準を定める必要があるため。

2 概要

①八幡浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要（認可）

- ・設備や職員配置などについて運営基準を定め、市はその基準を常に向上させるよう事業者を監督する。
- ・事業者から市へ認可申請が提出された場合、市はこの基準に基づき認可を行う。

②八幡浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の概要（確認）

- ・利用定員や運営に関する基準を定め、子どもにとって適切な環境が確保される必要がある。
- ・事業者から市へ確認申請が提出された場合、市はこの基準に基づき確認を行う。

※①、②ともに申請があった場合は「八幡浜市子ども子育て会議」での意見聴取が必要。

3 こども誰でも通園制度について（国基準）

目的	・こどもの成長の観点から「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的。
実施場所	保育所・幼稚園・認定こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所 等
対象児童	0 歳 6 カ月～満 3 歳未満の未就園児
利用時間	月 10 時間を上限
利用料金	1 時間 300 円
利用申請等	こども誰でも通園制度総合支援システム等での事前予約制

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等 ※小学校就学まで					
就労要件なし	こども誰でも通園制度 ・就労要件を問わない ・月10時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 ※0歳6か月から満3歳未満			幼稚園 ※満3歳から小学校就学まで		

4 今後の実施予定およびスケジュールについて

令和8年4月から公立保育所等（1か所）で事業を開始する予定。

今後、民間事業所からの実施意向があれば事前協議を行う。

令和7年12月 ※今回	認可基準条例（①） 確認基準条例（②）の制定
令和8年1月	民間事業所との事前協議
令和8年2月	民間事業所からの認可および確認申請に係る意見聴取 ※八幡浜市子ども子育て会議 審査後、認可および確認の決定通知書を民間事業所に送付
令和8年3月	利用受付開始（こども誰でも通園制度総合支援システム）
令和8年4月	事業開始

※民間事業所に関するスケジュールは事前協議のタイミングにより変更あり。